

米国電子渡航認証システム『ESTA』登録代行手続開始！

平成 20 年 11 月
F I T 関 西
関西渡航手続センター

2009 年 1 月 12 日以降に米国へ入国する場合、電子渡航認証システム『ESTA』による渡航認証を事前に取得することが義務化されています。この渡航認証の有無は米国へ出発する航空会社・船会社等のチェックイン時に確認され、もし、取得していない場合には搭乗（又は乗船）することはできません。

※「ESTA」：ビザ免除プログラム参加国の国民がビザを取得せずに、90 日以下の商用または観光目的で渡米できる制度。2 年間有効。(I-94W の廃止については現在未定のため、引き続き記入済 I-94W は必要。)

※グアム・北マリアナ諸島(サイパン)、カナダ・メキシコから陸路で入国の場合、ESTA は不要。

※2009 年 1 月 11 日までに入国の方も義務化前の登録は可能ですが、入国時 I-94W の記入・提出は必要。

お客様個人でインターネットのホームページから申請されることも可能ですが、インターネットを利用できる環境にないお客様や、英語での記入が必要なことなどの要因で、登録手続の代行を依頼されるお客様も数多くおられることと思われます。また、万一、ESTA 登録が拒否された場合には、速やかに査証の申請手続に入らなければなりません。

そこで、『関西渡航手続センター』では下記の通り、販売店様からのご依頼を受けて『ESTA 登録手続の代行』を行います。(従来のオーストラリア ETAS と同様です。) 詳細に関するお問い合わせにも対応いたしますので、お気軽にご利用下さい。

ESTA登録手続代行の取扱方

1. 関西渡航手続センターにご提出いただく書類 (FAX 等でお送り下さい)

- ① 「米国ビザ免除入国に関する質問書」 (フォームを添付しています)
- ② パスポート・コピー (コピーが鮮明なもの)

※旅券の中で名前の訂正をしている場合は、追記のページも必要です。

※日本国籍以外の方はお問い合わせ下さい。

※米国・国土安全保障省 (DHS) は、遅くとも 72 時間前に申請を提出するよう勧めています。

(参考) 国土交通省・JATA等が共同で作成した「米国へ出発されるお客様へ」チラシを添付します。

2. 渡航手続手数料 …… 2,100円 (消費税込)

※書類到着後 1 週間以内に返却を目安としています。

(団体等、人数が多い場合は事前にご連絡下さい。)

ESTA登録の認証結果について

『ESTA』の登録を行った場合、認証結果については次の 3 パターンがあります。

- ① 「渡航認証許可」 …… 「認証許可・申請番号・有効期限」が記載された書面をお渡しします。内容のご確認をお願いします。

※この書面は米国根の渡航の際、念のため携帯下さい。(提出義務はありません)

※『申請番号』を紛失されますと、以後、確認する手段がないため、有効期限までは必ず申請番号をなくされないよう、お客様にご案内下さい。

- ② 「保留」 …… 申請データの詳細チェックが行われ、72 時間以内に再度確認する
- ③ 「拒否」 …… ESTA は不可のため、査証 (VISA) の申請手続、または渡航の再検討が必要。

関西渡航手続センター

(米国大阪総領事館登録旅行業者第 2 号)

TEL. 06-6312-6001

FAX. 06-6313-2051

米国 電子渡航認証システム(ESTA)申請に関する質問書

【重要】項目名に◆印があるものは変更ができず変更には再申請(新規取得と同じ手続き・費用)が必要です。全ての質問事項への記入が必須です。

米国への渡航に際しビザ免除プログラム条件の確認のため、次の質問にお答えください。

- (1) ビザ免除プログラム参加国により発行された有効な機械読取式パスポートを所持していること。
- (2) ビザ免除プログラム参加国の国籍を有すること。
- (3) 渡航目的が観光または短期の商用であること。
- (4) 90日以下の滞在であること。(滞在期間を延長することや滞在資格を変更することは出来ません。)
- (5) ビザ免除プログラム参加航空(船)会社を利用し、往復または次の目的地までの航空券(乗船券)を所持していること。
- (6) 訪問ビザを所持していないこと。

(最終目的地がメキシコ、カナダ、バミューダ、カリブ諸島の場合はそれらの永住者でなければなりません。)

上記(1)~(6)を全て満たしていますか? はい いいえ *1つでも条件を満たしていない場合には、ビザ免除プログラムの適用を受けられません。査証を取得する必要があります。

お名前(申請をする方) パスポート記載の姓名		姓	名
別名を使用していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ はいの場合の姓名(ローマ字でご記入ください)		姓	名
申請者 生年月日	西暦	年	月 日
申請者 出生した市町村 (不明な場合は本籍)	申請者 出生国		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
両親の姓名 この欄には血縁上の親、養子縁組による親、義父母、後見人を含むことができます。 ※ご両親の離婚、死別などの場合であっても血縁による親にあたる方のお名前を記入します。 血縁による親が不明な場合に限り不明とご記入ください。		姓	名
申請者パスポート番号	申請者パスポート発行国		
申請者パスポート発行年月日	西暦	年	月 日
申請者パスポート有効期限	西暦	年	月 日
申請者の国籍	国籍以外の市民ですか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Eメールアドレス	はいの場合 その経緯に○印 ・出生による・再婚を通じて ・帰化 ・その他(余白にご記入ください)		
電話番号の種類	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他		
申請者電話番号			
申請者自宅住所			
緊急時連絡先の方のお名前		姓	名
緊急連絡先電話番号		緊急連絡先Eメールアドレス ※申請者Eメールと同一の場合記入不要	
米国への渡航は第三国へ向うための乗り継ぎですか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
◆いいえの場合、米国での連絡先 宿泊ホテル名等(修正可)		◆米国での電話番号(修正可)	
◆いいえの場合、米国での住所(修正可)			
現在、会社などにお勤め又は過去にお勤めされたことがありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
はいの場合 勤務先名(現在又は過去)		役職名又は所属部署名 (不明の場合 会社員で可)	
勤務先(現在又は過去)住所		電話番号 (不明の場合空欄で可)	

- 1) 身体的あるいは精神的な障害があるか、薬物乱用者あるいは中毒者であるか、現在以下に挙げる疾病のいずれかに罹患していますか?
・コレラ・ジフテリア・結核感染症・疫病・天然痘・黄熱病・ウイルス性出血熱(エボラ熱、ラッサ熱、マールブルグ熱、クリミアコンゴ熱を含む)・伝染する重篤な急性呼吸器疾患 はい いいえ
- 2) 他者あるいは政府当局に対する重大な器物破壊または傷害行為を招いた犯罪で逮捕されたり有罪判決を受けたりしたことがありますか? はい いいえ
- 3) 違法薬物の所持、使用、流通に関連した法律に違反したことがありますか? はい いいえ
- 4) テロ行為、スパイ活動、破壊工作、大量虐殺に関与するつもりですか?あるいはこれまでに関与したことがありますか? はい いいえ
- 5) 自らあるいは他者が米国査証を入手したり米国に入学したりするために、これまで詐欺を行ったり、自身あるいは他者を偽ったりしたことがありますか? はい いいえ
- 6) 現在米国において雇用を求めているか、以前に米国政府の事前許可を受けずに米国で雇用されたことがありますか? はい いいえ
- 7) 現在または以前に所有した旅券で申請した米国査証が却下されたり、米国への入国が拒否されたり、米国通関手続地で入国申請を撤回されたことがありますか? はい いいえ
- 「はい」の場合: いつ どこで
- 8) 米国政府により承認された期間を超えて米国内に滞在したことがありますか? はい いいえ
- 9) 2011年3月11日以降、イラク、シリア、イラン又はスーダンに渡航あるいは滞在したことがありますか。 はい いいえ

権利の放棄: 私は、ESTAで取得した渡航認証の期間中、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムでの入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄する旨の説明を読み、了解しました。上記の権利放棄に加え、ビザ免除プログラムに基づく米国への入国の条件として、私は、米国に到着時の審査において、生体認証識別(指紋や写真など)を提出することにより、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムによる入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄することが再確認されるものであることに同意します。

証明: 私、申請者は、本申請書のすべての質問事項および記載事項を読み、または代読してもらい、本申請書のすべての質問事項および記載事項を理解したことを証明します。本申請書で記述した回答および内容は、私の知る限り、また信じる限りにおいて真実、かつ正確なものです。

免責事項: 電子渡航認証システム(ESTA)は、法施行機関のデータベースとの照合を行ないます。ビザ免除プログラムを利用して米国に入国するすべての渡航者は、搭乗前にこのシステムを用いて電子渡航認証を取得することが義務付けられています。

渡航認証申請が承認されている場合、渡航資格があることが証明されたこととなりますが、ビザ免除プログラムに基づき米国に入国が認められることを証明するものではありません。米国に到着すると、入国地で税関国境警備局審査官の審査を受けることとなりますが、ビザ免除プログラムに基づき、または米国法による何らかの理由で入国拒否と判定されることがあります。

電子渡航認証の資格がないと判定されても、渡米のためのビザ申請ができないということではありません。

あなた自身または第三者の代行者により提供されたすべての情報は、真実、かつ正確なものでなければなりません。電子渡航認証資格に影響を与える新しい情報など、何らかの理由によりいつでも取り消されることがあります。あなた自身または代行者により提出された電子渡航認証申請において故意に重大な偽り、虚偽、または詐欺の供述あるいは表明を行なった場合には、行政処分や刑事処分を受けることがあります。

上記内容を理解したことを確認します。 はい、内容を理解しました。 いいえ、更に説明が必要です。承認を拒否します。

5、本書式の内容に間違いがなければ、下記に署名をお願いします。

お客様署名 _____ 西暦 年 月 日

(14歳以下の方の場合は親または保護者の方が署名してください。)

日付 [C] ④